

第3回芝山町議会定例会



☎ 総務課 行政係 ☎77-3901

平成27年第3回芝山町議会定例会が、9月9日から18日にかけて開催されました。議案10件と追加議案2件が可決され、平成26年度芝山町歳入歳出決算が認定されました。

芝山町特定個人情報保護条例の制定について

(議案第1号)

行政手続における特定の個人を

主な内容

識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第31条の規定により、芝山町における特定個人情報の取り扱いについての基本事項を定めるとともに、実施機関が保有する特定個人情報

の開示、訂正、利用の停止、消去および提供の停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護および町政の適正な運営に資することを目的とし条例を制定する。

■施行期日 平成27年10月5日

芝山町選挙公報の発行に関する条例の制定について

(議案第2号)

公職選挙法第172条の2の規定により、芝山町長および芝山町議会議員選挙の候補者についての氏名、経歴、政見などを選挙人に周知させることを目的とし、選挙公報の発行に関し必要な事項について条例を制定する。

制定内容の概要

1. 選挙公報の発行

芝山町長および芝山町議会議員の選挙が執行されるときは、候補者の氏名、政見、写真などを掲載した選挙公報をその選挙ごとに1回発行する。

2. 掲載文の申請、発行手続など

選挙公報の掲載を受けようとする者は、掲載文および写真を添えた選挙管理委員会へ申請する。申請のあった掲載文は原文のまま選挙公報に掲載することとし、一つの用紙に2人以上の候補者の掲載文を掲載するときは、その順序を選挙管理委員会がくじで決定する。

○選挙広報の配布

当該選挙に用いる選挙人名簿に登録される者の属する世帯に、選挙期日の2日前までに配布する。選挙公報は、新聞折り込みもしくは、役場などに配置することができる。

■施行期日 平成27年10月1日

芝山第2工業団地汚水処理施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(議案第3号)

平成26年10月31日付けで千葉県企業庁から芝山町へ芝山第二工業団地の給水施設が移管された。これに伴い従来から積み立ててきた大規模修繕にかかる芝山第二工業団地汚水処理施設等の整備基金について、給水施設についても基金の積立対象とするともに、合わせて基金の処分対象とするため、条例の一部を改正する。

■主な改正点

1. 題名を次のように改める。
「芝山第二工業団地給水施設及び汚水処理施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例」
2. 基金の積立目的および処分について、給水施設を含む条文に改める。
3. 「芝山第2工業団地」の表記を「芝山第二工業団地」に改める。

■ 施行期日 公布の日から施行

■ 芝山町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について (議案第4号)

芝山町手数料徴収条例の一部を改正する。

■ 主な改正点

番号法第7条第1項に規定する通知カードの再交付に係る手数料の額を500円、番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付に係る手数料の額を800円とする。

■ 施行期日

通知カードの再交付に関する規定は平成27年10月5日施行、個人番号カードの再交付に関する規定は平成28年1月1日施行

■ 芝山町スポーツ広場の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案第5号)

芝山町スポーツ広場の管理に関する条例の一部について、スポーツ広場を芝生化したことに伴い、次のように改正する。

■ 主な改正点

○ 使用料

現行 1時間 100円(税込)
改正後 1時間 1,600円(税別)

■ 施行期日 平成27年11月1日

平成27年度の補正予算 (議案第6～10号)

(単位 千円)

会計名	補正の内容	補正前	補正後
一般会計 (第6号)	歳入は、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入および町債を増額する。歳出は、総務管理費、戸籍住民基本台帳費、農業費、道路橋梁費、小学校費、社会教育費および保健体育費などを増額する。また、人件費の組み替え、債務負担行為の設定および地方債の補正を行う。	4,798,476	4,998,107
特別会計			
国民健康保険 (第7号)	歳入は、繰越金を増額し、国民健康保険税を減額する。歳出は、総務管理費、償還金および還付加算金を増額する。	1,345,300	1,345,854
農業集落排水事業 (第8号)	歳入は、一般会計繰入金を減額する。歳出は、人件費の組み替えをする。	73,310	72,061
公共下水道事業 (第9号)	歳入は、一般会計繰入金を減額する。歳出は、人件費の組み替えをする。	419,170	418,760
介護保険 (第10号)	歳入は、一般会計繰入金および繰越金を増額する。歳出は、包括的支援事業・任意事業費、償還金および還付加算金を増額する。	572,410	583,543

■ 芝山町教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて (追加議案第1号)

平成27年9月30日をもって任期満了となる教育委員会委員について、次の者を任命したので議会の同意を求めます。

■ 氏名 醍醐 隆治

■ 芝山町人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて (追加議案第2号)

平成27年12月31日をもって任期満了となる人権擁護委員について、次のものを推薦したので議会の意見を求めます。

■ 氏名 佐久間 正二

平成26年度の歳入歳出決算 (認定第1号)

(単位 千円)

会計名	歳入総額	歳出総額	差引額	翌年度繰越額	実質収支額
一般会計	5,384,187	5,049,568	334,619	38,283	296,336
特別会計					
国民健康保険	1,246,789	1,152,146	94,643	0	94,643
農業集落排水事業	75,275	75,273	2	0	2
公共下水道事業	380,424	357,605	22,819	22,318	501
介護保険	570,972	545,773	25,199	0	25,199
後期高齢者医療	72,657	72,072	585	0	585